

改 正 案	現 行
（法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第十二条第三項（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による承諾は、<u>法第十二条第一項（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の運送契約の当事者（次項において「契約当事者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し法第十二条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）</u>によって得るものとする。 2（略） （削る） （法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項及び第二項の規定は、<u>法第三十七条第一項において第一種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を準用</u>	（法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第十二条第三項の規定による承諾は、<u>同条第一項の運送契約の当事者（次項において「契約当事者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し同条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）</u>によって得るものとする。 3 2（略） 前二項の規定は、<u>法第三十六条第二項において法第十二条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項」と読み替えるものとする。</u> （法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項及び第二項の規定は、<u>法第三十七条第一項において法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場</u>

する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

5

第一項及び第二項の規定は、法第三十七条の二第三項において第二種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と、第一項中「一般貨物自動車運送事業者が」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者が」と、第二項中「一般貨物自動車運送事業者は」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者は」と読み替えるものとする。

(新設)